

乳幼児、障害児(者)、ひとり親家庭などの 福祉医療費受給者証

問い合わせ

障害福祉課

☎(866)2093 ファクス(863)6362

●新しい受給者証を7月中に送付します

有効期限が平成21年7月31日の福祉医療費受給者証は、8月1日付けで更新になります。6月にお送りした更新申請書を提出したかたに、7月中に判定結果をお知らせし、該当するかたに新しい受給者証を送付します。診療を受けるとき、この受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担分が助成されます。なお、申請書の提出がないと判定結果をお知らせできませんので、まだ提出していないかたは早めに提出してください。

●新規申請の受け付け

右表に該当するかたは、申請により受給者証が交付されます。今まで申請していなかったかたや、20年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は交付される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

新規申請の受け付けは、乳幼児が7月13日(月)から、そのほかの対象者(右表で確認)は、7月21日(火)からです。



*平成19年7月生まれのお子さんで、受給者証の○の部分「80」のかたは更新対象になりません。新規の申請が必要です。

乳幼児(2歳以上児)の通院の所得制限

「平成21年度総所得額」(※)から、社会保険料控除一律8万円、医療費、雑損等を控除した額を右表と比べ、基準額を超える場合は該当しません。また、父母の所得は合算せず、所得者一人ずつの所得額で判断します。2歳以上児以外の所得制限については、お問い合わせください。

扶養人数	所得基準額
0人	267万2千円
1人	305万2千円
2人	343万2千円
3人	381万2千円

*扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算

※サラリーマンで、市・県民税を給料から引かれているかたは、市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額

※上記以外で、市・県民税を納税通知書で納付しているかたは、市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得①+②」欄の額

対象者	該当要件
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
	0・1歳児 全員に入院・通院の医療費を助成します 所得確認があります
	2歳以上児 通院…所得制限があります 入院…全員に助成します *所得制限を超えたため、受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、申請してください(所得確認あり)
下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母のいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・所得制限があります ・お子さんが就職などで社会保険本人(※)になると該当しません
重度心身障害児(者)	身体障害者手帳(1級～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた 社会保険本人(※)は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4級～6級)をお持ちのかた ・所得制限があります ・社会保険本人(※)は該当しません

※ここという「社会保険本人」とは、国民健康保険(秋田市国民健康保険と国民健康保険組合)、および後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

受給者証の注意事項

●受給者証の右図の○の部分が「78」のかたは今回の更新対象ではありません。現在お持ちの受給者証を引き続きお使いいただけます。



●加入している健康保険が変わったかたは、福祉医療の変更手続きをしないと福祉医療が適用されないことがあります。新しい健康保険に加入後、次の窓口で手続きしてください。

窓口…障害福祉課、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター

児童手当の届け出はお早めに!



現況届の提出がまだのかた

6月にお送りした、平成21年度の現況届をまだ提出していないかたは、至急提出してください。提出しないと、6月分以降(10月以降振込分)の支給を受けることができません。

問い合わせ 市民課総務担当 ☎(866)2072

児童手当の特例給付を受けているかた

特例給付…所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンのかたで、所得が一定額未満の場合に限り、特例として児童手当と同額の給付をしています。

年金加入状況に変更があったとき▶特例給付を受給しているかたは厚生年金などを脱退すると、受給資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただきますので、ご注意ください。

歯のページ

ピッカピカの歯で、健康な毎日!

◆お子さんの歯、大丈夫?

子どものむし歯予防は家庭での心がけが大切です。次のことをチェックしてみよう!

- ・おやつや飲み物の選び方、与え方は適切ですか
- ・就寝前や寝ながらの飲食はしていませんか
- ・仕上げ磨きは毎日行っていますか



◆歯周疾患を防ごう

成人が歯を失う最大の原因は歯周疾患。自分の歯が20本以上あると、ほとんどの食品を食べることに支障ありません。生涯、自分の歯で噛むことができるよう、お口の健康に努めましょう。

歯周疾患予防のポイント

- ・歯みがきによる歯垢(プラーク)の除去
- ・歯石の除去(定期的に歯医者さんで歯の掃除を)
- ・歯周疾患の早期発見・早期治療
- ・禁煙(喫煙はお口の抵抗力を弱めます)



◆かかりつけ医をもちましょう!

むし歯は早期発見が大切です。かかりつけの歯医者さんをもち、定期健診を受けて予防や早期発見・治療を心がけましょう。



これからもずっとよい歯で

親子よい歯のコンクール 入賞者が決定しました!

5月16日、市保健センターで親子よい歯のコンクールが開かれました。平成20年度に3歳児健康診査を受けた2,368人の中から、むし歯が一本もなかった親子11組が入賞しました。入賞者は次のとおりです(敬称略)。

優秀賞

高貝真実子・姫那(保護者・お子さん)

優良賞

- 青木淳子・若花奈
- 伊藤絵理香・優羽
- 加藤佳子・楓子
- 菊地さと子・ゆな
- 桐越崇行・昊明
- 佐々木あい・福将
- 佐藤祐一・静
- 本間あかね・寛大
- 松下早苗・鼓々珂
- 渡部美和・寧々

※優秀賞を受賞した高貝真実子さん・姫那ちゃん親子は、秋田市代表として6月7日に行われた県のコンクールに出場。見事、最優秀賞に選ばれました!



歯の講座・相談 健(検)診へどうぞ

は 歯ッピースマイル講座

1歳の親子が対象です。歯科衛生士による歯のお話、歯みがきレッスン、栄養士によるおやつの話など。受講無料。定員20人。

日時：7月27日(月)午前10時～11時30分
会場：サンパル秋田(秋田ニューシティ5階)
申し込み：市保健所保健予防課 ☎(883)1174

成人歯科相談

歯科衛生士が歯周病、むし歯など歯の健康についての相談に応じます。無料。定員20人。

日時：7月29日(水)午前9時30分～正午
会場：市保健所
申し込み：市保健所保健予防課 ☎(883)1174

2歳児歯科健康診査

対象：2歳になった日から、2歳2か月になる前日までのお子さん

実施場所：受託医療機関(母子健康手帳別冊に記載)
健診料：無料
問い合わせ：市保健所保健予防課 ☎(883)1174

妊婦歯科健康診査

秋田市在住の妊婦さんが対象です。母子健康手帳と一緒に渡す受診票で、無料で受診できます。
実施場所：県内の受託医療機関(事前に問い合わせを)
問い合わせ：市保健所保健予防課 ☎(883)1174

歯周疾患検診

対象：4月～来年3月に40歳・50歳・60歳・70歳になるかた(対象者に受診勧奨はがきを郵送)
実施場所・期間：受託医療機関で来年2月まで
検診料：700円(70歳のかたは無料)
問い合わせ：市保健所保健予防課 ☎(883)1176